

香川県立屋島少年自然の家給食調理（弁当提供）業務委託契約に係る
企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について(公告)

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和6年2月20日

香川県立屋島少年自然の家所長 増田 昭宏

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 令和6年度給食調理（弁当等提供）委託業務
- (2) 委託期間 契約締結日 ～ 令和7年3月31日
- (3) 契約限度額（30,000食提供の場合） 20,028,000円（消費税及び地方消費税含む。）
- (4) 委託業務の概要 別添仕様書のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者としします。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしないものとしします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。）
- (5) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者
- (6) 技術及び設備を有し、過去において当該業務の種類及び規模を同じくする業務を行った実績がある者
- (7) 香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者

3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 応募意思表明書（様式1）及び応募資格要件に適合することを証明する書類（以下「応募意思表明書等」という。）を提出してください。

1) 提出書類

- ①応募意思表明書（様式1）
- ②香川県税納税証明書（2(4)括弧書きに該当する者）
- ③決算状況を明らかにする書類（直近の1事業年度分）
- ④応募者の概要や事業内容が分かる書類等（会社案内、パンフレット等でも可）

2) 提出方法

- ・①、③、④については、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールで提出する場合は、PDF形式に限ります。
- ・②については、持参又は郵送により提出すること。

3) 受付期間・受付時間

（受付期間）令和6年2月20日（火）から令和6年3月4日（月）まで（土・日曜日、祝日を除く。）

（受付時間）8時30分～12時、13時～17時15分

- (2) 応募意思表明書等を提出した者全員に対し、3月5日（火）に応募資格の確認結果を郵送又は電子メールで通知します。
- (3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

4 説明会

本業務について説明会は開催しません。

5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類（電子データを含む。）が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

6 質問の受付と回答方法

「質問書」（様式2）を、公募開始日から3月6日（水）12時までに下記12「応募・照会先」へ持参又は電子メールにより提出してください。

各応募者からあった質問事項のうち、重要と判断した事項について、3月7日（木）17時までに、応募資格要件に適合する者全員に電子メールにて回答します。

7 企画提案書の提出方法

応募資格要件に適合した者は、仕様書に基づき作成した企画提案書（添付書類を含む。）を下記12「応募・照会先」まで、持参又は郵送により提出してください。

(1) 提出書類

① 企画提案書

- 提出部数 5部（正本：法人名入り1部、副本：法人名なし4部）
- 副本には商号、商標、業者名等が判別可能な文字・記号等は記載しないこと。
- 企画提案書には、以下の内容を含むこと。
 - ・業務の実施体制（業務の責任者及び担当者の役職・氏名・経験年数等を記載すること。）
 - ・過去の実績（過去に実施した本業務と同種の業務実績等を記載すること。）
 - ・業務の実施スケジュール
 - ・利用団体に提供する昼食に係る企画提案
 - ・利用団体に提供する夕食に係る企画提案
 - ・独自提案

② 見積書

- 提出部数 5部（正本：法人名入り1部、副本：法人名なし4部）
- 見積書の正本には、代表者の職・氏名を記載の上、押印または責任者、担当者の職・氏名及び連絡先を記載することで押印省略したいずれかの書類を提出すること。
- 副本には商号、商標、業者名等が判別可能な文字・記号等は記載しないこと。
- 見積書の宛名は、「香川県立屋島少年自然の家所長 増田昭宏」とすること。
- 見積書には、積算内容を詳細かつ具体的に記載し、昼食と夕食の1食当たりの単価を区別して記載すること。

(2) 受付期間等

（受付期間）令和6年3月8日（金）から令和6年3月12日（火）まで（土・日曜日を除く。）

（受付時間）8時30分～12時、13時～17時15分

(3) 留意事項

応募資格要件に適合した者であっても、期間内に提出がなかった場合は、辞退したものとみなし、提出期限後は、企画提案書等を受理できません。

8 選定方法

応募の受付期間終了後、応募資格要件に適合した者を対象として質問の受付を行った後、企画提案書の提出を求めます。この企画提案書について、選定委員会において審査の上、候補者を選定します。

選定方法は、書面審査を原則としますが、場合によっては、プレゼンテーション審査を実施します。

審査結果については、提案者全員に当落結果を書面で通知します。

9 審査基準

審査は、下記の各項目について評価基準による5段階評価とし、選定委員会の4名の委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とします。

(1) 評価項目

評価項目	配点
ア 実施主体に関する評価	
① 団体の業務概要、組織体制等が業務の遂行にあたり適切なものであり、業務を適切に遂行する技術やノウハウ、実績等を有しているか。	10
② 作業スケジュール、進行管理の方法が明確であり、実行可能であるか。	10
イ 業務内容に関する評価	
③ 提供する食事内容（メニュー、種類等）について、施設で活動する利用者のニーズを満たすものであり、利用者の年齢層に応じた選択ができるようなものであるか。	20
④ 食物アレルギーがある利用者への食事内容や対応を考慮したものとなっているか。	20
⑤ 調理時の衛生管理について、食品衛生法等に定められた要件を満たしているか。	10
⑥ 利用者が使用する食器や残飯処理、配送時間等について適切な方法が考慮されているか。	10
⑦ 汁物の提供など独自提案について、利用者の満足度向上に資するものか	10
ウ 経費	
⑧ 見積額は、積算及び根拠が明確に示されており、適切なものとなっているか。	10
計	100

(2) 評価基準

採点の目安は以下のとおりとします。ただし、イ③及び④については、カッコ内の採点とします。

10点（20点）：非常によい（効果的な）内容である

8点（16点）：よい（効果的な）内容である

6点（12点）：普通

4点（8点）：劣った内容である

2点（4点）：非常に劣った内容である

(3) 下限の点数の設定

下限の点数として240点（4名の委員による採点の合計）を設定します。この点数を満たす提案者がいないときは、契約予定者なしとなります。

10 契約書作成の要否

要します。

11 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。
- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

12 応募・照会先

〒761-0111 香川県高松市屋島東町34-1
香川県立屋島少年自然の家 総務担当 担当者：岡谷
TEL：087-843-4545
FAX：087-841-9813
E-mail：yashimashonen@pref.kagawa.lg.jp

13 スケジュール

2月20日	公告開始、応募意思表示書・質問書受付開始
3月4日	公告終了、応募意思表示書受付締切り
3月5日	応募資格要件の確認結果通知
3月6日	質問書受付締切り
3月7日	質問への回答、企画提案書受付開始
3月12日	企画提案書受付締切り
3月13日	審査会
3月15日	企画提案書審査結果通知（予定）、見積書の依頼（予定）
4月1日以降	契約締結

14 その他

本件公募は、この業務の契約に係る令和6年度予算が議会で可決され、令和6年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに効力が生じるものです。